

奈良県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十四号

奈良県手数料条例の一部を改正する条例

奈良県手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一の九十五の項中「第三十二条の四第一項第五号ロ」を「第三十二条の四第一項第六号ロ」に改め、同表百の項中「第六条第一項第五号ロ」を「第六条第一項第六号ロ」に改める。

附則

この条例は、平成二十七年十二月二十六日から施行する。